

協議第 19 号

各種事務事業（広報広聴事業）の取扱いについて

各種事務事業（広報広聴事業）の取扱いについて提出する。

平成 14 年 6 月 21 日提出

新居浜市・別子山村合併協議会
会 長 佐 々 木 龍

各種事務事業（広報広聴事業）の取扱いについて

広報広聴事業については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。

平成 年 月 日確認

協議第20号

各種事務事業（コミュニティ事業）の取扱いについて

各種事務事業（コミュニティ事業）の取扱いについて提出する。

平成14年6月21日提出

新居浜市・別子山村合併協議会
会長 佐々木 龍

各種事務事業（コミュニティ事業）の取扱いについて

コミュニティ事業については、合併時に新居浜市の制度に統一する。

ただし、別子山村が管理委託している集会所については、合併時に管理委託している団体に貸付するものとし、貸付料については、合併以後3年間に限り無償とし、それ以後、新居浜市の制度に統一するものとする。

平成 年 月 日確認

協議第 2 1 号

各種事務事業（社会福祉事業）の取扱いについて

各種事務事業（社会福祉事業）の取扱いについて提出する。

平成 1 4 年 6 月 2 1 日提出

新居浜市・別子山村合併協議会
会 長 佐 々 木 龍

各種事務事業（社会福祉事業）の取扱いについて

別子山村福祉センターについては、合併時に新居浜市総合福祉センターの分館とする。

平成 年 月 日確認

協議第 2 2 号

各種事務事業（高齢者福祉事業）の取扱いについて

各種事務事業（高齢者福祉事業）の取扱いについて提出する。

平成 1 4 年 6 月 2 1 日提出

新居浜市・別子山村合併協議会
会 長 佐 々 木 龍

各種事務事業（高齢者福祉事業）の取扱いについて

- 1 別子山村の高齢者年金については、合併以後 4 年間、毎年度、均等に減額し、5 年目に廃止するものとする。
- 2 別子山村の敬老事業については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。
- 3 別子山村の老人クラブ補助制度については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。
- 4 別子山村の生き生きデイサービス事業については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。ただし、別子山村の利用料は合併後 5 年目に新居浜市の利用料に統一するよう、毎年度、均等に増額する。

平成 年 月 日確認

協議第 2 3 号

各種事務事業（児童福祉事業）の取扱いについて

各種事務事業（児童福祉事業）の取扱いについて提出する。

平成 1 4 年 6 月 2 1 日提出

新居浜市・別子山村合併協議会
会 長 佐 々 木 龍

各種事務事業（児童福祉事業）の取扱いについて

別子山村の保育所については、地域性を考慮し新居浜市のへき地保育所として引き継ぐものとし、保育料については、当面、月額 4 , 0 0 0 円とする。

平成 年 月 日確認

協議第 2 4 号

各種事務事業（介護保険事業）の取扱いについて

各種事務事業（介護保険事業）の取扱いについて提出する。

平成 1 4 年 6 月 2 1 日提出

新居浜市・別子山村合併協議会
会 長 佐 々 木 龍

各種事務事業（介護保険事業）の取扱いについて

介護保険事業については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。

平成 年 月 日確認

協議第 2 5 号

各種事務事業（環境衛生事業）の取扱いについて

各種事務事業（環境衛生事業）の取扱いについて提出する。

平成 1 4 年 6 月 2 1 日提出

新居浜市・別子山村合併協議会
会 長 佐 々 木 龍

各種事務事業（環境衛生事業）の取扱いについて

- 1 ごみ処理及びごみ収集運搬業務については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。ただし、別子山村のごみ収集の集積場所については、合併時まで調整するものとする。
- 2 し尿処理及びし尿収集運搬業務については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。
- 3 別子山村の火葬場については、現行どおりとし、新居浜市に引き継ぐものとする。
- 4 別子山村の葬祭具使用事業については、当面、現行どおりとし、併せて新居浜市の公営葬儀事業を適用できるよう合併時まで調整を図るものとする。
- 5 交通災害共済事業については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。

平成 年 月 日確認

協議第26号

各種事務事業（農林水産事業）の取扱いについて

各種事務事業（農林水産事業）の取扱いについて提出する。

平成14年6月21日提出

新居浜市・別子山村合併協議会
会長 佐々木 龍

各種事務事業（農林水産事業）の取扱いについて

- 1 別子山村の林道開設事業及び林道管理事業については、当面、現行どおりとする。
- 2 土地改良事業については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。ただし、別子山村は合併前に土地改良区の設立について検討するものとする。

平成 年 月 日確認

協議第 27 号

各種事務事業（建設事業）の取扱いについて

各種事務事業（建設事業）の取扱いについて提出する。

平成 14 年 6 月 21 日提出

新居浜市・別子山村合併協議会
会 長 佐 々 木 龍

各種事務事業（建設事業）の取扱いについて

- 1 建設事業については、新市建設計画に基づき計画的に実施し、継続事業については、引き続き実施するものとする。
- 2 村道については、現行のとおり新居浜市に引き継ぐものとする。
- 3 住宅建設事業については、新市建設計画に基づき計画的に実施するものとする。

平成 年 月 日確認

協議第 28 号

各種事務事業（学校教育事業）の取扱いについて

各種事務事業（学校教育事業）の取扱いについて提出する。

平成 14 年 6 月 21 日提出

新居浜市・別子山村合併協議会
会 長 佐 々 木 龍

各種事務事業（学校教育事業）の取扱いについて

- 1 学校教育事業については、引き続き教職員の資質の向上や施設の整備に努め、教育環境の充実を図るものとする。
- 2 別子山村の奨学資金貸付基金については、新居浜市の奨学資金貸付基金に統合し、別子山村の奨学資金制度については、新居浜市の奨学資金制度に統一するものとする。
ただし、合併前に別子山村の奨学金の貸付けの決定を受けている者の貸付け及び返還については、従前の例によるものとする。
- 3 別子山村の福祉奨学給付金制度については、合併以後 5 年間存続し、以降廃止するものとする。
- 4 学校給食については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。

平成 年 月 日確認

協議第 29 号

各種事務事業（社会教育事業）の取扱いについて

各種事務事業（社会教育事業）の取扱いについて提出する。

平成 14 年 6 月 21 日提出

新居浜市・別子山村合併協議会
会長 佐々木 龍

各種事務事業（社会教育事業）の取扱いについて

- 1 社会教育事業については、住民サービスの低下を生じないよう、引き続き学習機会、情報の提供等に努めるものとする。
- 2 公民館の運営については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。

平成 年 月 日確認

協議第30号

各種事務事業（水道事業）の取扱いについて

各種事務事業（水道事業）の取扱いについて提出する。

平成14年6月21日提出

新居浜市・別子山村合併協議会
会長 佐々木 龍

各種事務事業（水道事業）の取扱いについて

- 1 別子山村の水道事業については、当面、現行どおりとする。ただし、合併後、施設の状況によっては簡易水道事業等への取り組みを検討する。
- 2 別子山村の水道料金については、当面、現行どおりとし、事業の見直しに応じて調整を図るものとする。
- 3 別子山村の水道料金の徴収については、当面、現行どおりとする。ただし、利用者の利便性を図るよう調整に努めるものとする。

平成 年 月 日確認

協議第9号（継続協議）

合併の期日について

合併の期日について提出する。

平成14年6月3日提出

新居浜市・別子山村合併協議会
会長 佐々木 龍

合併の期日について

合併の期日は、平成15年4月1日とする。

平成 年 月 日確認

協議第 1 1 号（継続協議）

議会の議員の定数及び任期の特例に関する取扱いについて

議会の議員の定数及び任期の特例に関する取扱いについて提出する。

平成 1 4 年 6 月 3 日提出

新居浜市・別子山村合併協議会
会 長 佐 々 木 龍

議会の議員の定数及び任期の特例に関する取扱いについて

- 1 別子山村の議会の議員は、合併特例法第 7 条第 1 項第 2 号の規定を適用し、新居浜市の議会の議員の残任期間、新居浜市の議会の議員として引き続き在任するものとする。
- 2 別子山村の議会議員は、合併特例法第 7 条第 3 項の規定を適用し、市町村の合併後最初に行われる一般選挙により選出される新居浜市の議会の議員の任期に相当する期間についても、合併特例法第 6 条第 2 項に定める編入合併特例定数をもって新居浜市の議会の議員の定数とする。

平成 年 月 日確認

協議第12号（継続協議）

農業委員会の委員の任期等に関する取扱いについて

農業委員会の委員の任期等に関する取扱いについて提出する。

平成14年6月3日提出

新居浜市・別子山村合併協議会
会長 佐々木 龍

農業委員会の委員の任期等に関する取扱いについて

- 1 別子山村の農業委員会は、新居浜市農業委員会に統合するものとする。
- 2 別子山村の農業委員で選挙による委員である者のうち互選により選出された2名は、合併特例法第8条第1項第2号の規定を適用し、新居浜市の農業委員会の委員の残任期 間に限り、新居浜市の農業委員会の委員として引き続き在任するものとする。

平成 年 月 日確認